# 期間入札のながれ(概要図)

※本図は、期間入札のながれの概要を記載したものです。詳細は、公示書・入札要領をはじめ、本入札案内書をよくお読みください。

#### 公 示

令和7年1月9日(木) (関係資料配布開始)

## 入札保証金の納付

入札の前に、所定の入札保証金振込依頼書により、各自の入札金額の 100分の5以上の金額を最寄りの金融機関から納付してください。

## 入札受付期間

令和7年1月30日(木) 午前8時30分から 令和7年2月13日(木) 午後5時15分まで【必着】

#### 開札

令和7年2月28日(金)午前10時00分から

落札者以外の入札参加者

落札者

#### 入札保証金の還付

(振込によりお返しします。)

#### 契約

**令和7年3月28日(金)** までに売買契約を締結していただきます。(農地法上の手続きを要する物件などについては、別に契約期限を定めます。 期限までに契約を締結しない場合には、入札保証金は国庫に帰属します。)

落札者において選択

## 売買代金の支払い①

売買契約締結時に売買代金全 額を納付していただきます。 (売買代金には入札保証金を充当 することができます。)

## 売買代金の支払い②

#### (I) 契約保証金

売買契約を締結しようとするときに契約保証金として 売買代金の1割以上を納付していただきます。

(契約保証金には入札保証金を充当することができます。)

#### (Ⅱ)売買代金

その後、**売買契約締結日を含めて20日以内に売買代金と契約保証金の差額**を国が発行する納入告知書により納付していただきます。

ただし、**3月中の契約は契約保証金を売買代金に充当 することができません**ので、売買代金を全額納付していただきます。売買代金の全額納付後、保証金を還付します。

#### 所有権の移転

国が所有権移転登記を行い、登記識別情報通知を交付します。 (登録免許税は、落札者の負担となります。)